二　支援士試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

三　応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　前条第一項別表の高度試験の区分のうち、第一号に規定する科目

四　高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

五　高度試験のいずれか一の試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

六　前各号に掲げる者のほか、前条第一項別表に掲げる試験の区分及び科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者　経済産業大臣が定める科目

［削る］

二　支援士試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

三　応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

四　高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

五　高度試験のいずれか一の試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

六　情報処理技術者の効果的な育成を図るために開設された講座（以下本条において「講座」という。）であって次に掲げる事項のいずれにも該当するもののうち、当該講座の修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を習得することができるものとして経済産業大臣（機構が法第二十九条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構。以下この号（イを除く。）及び次条において同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者（当該認定講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識について行う試験

イ　当該講座の履修計画が、経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目に応じたものであること

ロ　当該講座の修了認定の基準（当該基準に民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験について経済産業大臣が告示で定めるものに限る。以下同じ。）が適切に定められていること

ハ　当該講座の修了認定に係る試験（以下「修了試験」という。）が、経済産業大臣が提供する基本情報技術者試験に係る問題又は情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を修了したかどうかを判定するために経済産業大臣が告示で適切であると認めた問題によって実施されるものであること

ニ　当該講座の適正な運営及び当該講座の修了認定の公正な実施のための体制が整備されていること

ホ　当該講座を開設する者が、次条第八項及び第九項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと